

平成29年度 公益財団法人妙高文化振興事業団 事業計画

1 基本方針

「守り、育て、創造する」をテーマとして、定款の目的である市民の自主的な芸術文化活動を推進し、市民文化の向上と地域文化の創造を図り、健康で明るく、こころ豊かな市民社会形成に寄与するため、妙高市文化ホールを拠点として教育及び文化の向上並びに福祉の増進を図り、「学習の機会や優れた芸術文化活動の鑑賞、発表の場の提供」「市民の自由で清新な創造エネルギーを活かした個性と心豊かな地域文化、市民文化の推進」を基本方針とする。

2 事業内容

(1) 公益目的事業（公益財団法人妙高文化振興事業団定款第4条）

①魅力ある芸術文化鑑賞機会の提供

質の高い舞台公演を通じ、地域に住む人々の芸術文化享受の機会増大を図る。

ア 須川展也サキソフオンクリニック&コンサート

②市民参加協働事業の充実

市民の企画や参加する事業を通じ、地域の芸術文化活動を喚起する。

ア けやきの森ジュニア&ユース合唱団

イ 妙高ヴァイオリン教室（幼児・初心者向け）

ウ 劇団空志童

エ マイ マリンバ！

オ スタインウェイをマイピアノに！

カ 文化ホールはじめて教室（初級演奏教室・初級音響照明操作教室）

③教育機関や演奏家、芸術カンパニー等と連携した事業の推進

大学等と連携した事業や学校等への出前公演、芸術カンパニーによるワークショップなどを通して、より多くの子供たちに文化芸術との出会いの機会を提供し、将来の観客と芸術家を育成する。

また、演奏家等と連携し、リーズナブルな料金の文化公演を提供することにより、気軽に文化に触れるきっかけ作りを行う。

ア 市内小学生及び5歳児対象 音楽アウトリーチ公演（県内演奏家等）

イ ワンコインコンサートシリーズ（県内演奏家等）

ウ みょうこう ぱびりおん（早稲田大学演劇博物館）

エ みょうこうファミリーまつり（妙高市出身演奏家等）

④芸術文化関係団体や市との協働によるまちづくりのための事業実施

芸術文化関係団体と連携して、伝統芸能の保存継承や市民ボランティアの養成を通じ、賑わいのあるまちづくりを目指すとともに、市と連携し文化施策の推進を行う。

ア 妙高和太鼓フェスティバル

- イ 妙高演劇フェスティバル
- ウ My o k o 軽音フェスティバル
- エ 妙高彩生アート展
- オ 市民企画展
- カ 邦楽の調べ
- キ 受託事業（妙高市）
 - ・小中学校芸術鑑賞教室
（小学校低学年・小学校高学年 各 1 公演・中学校全学年 2 公演）
 - ・アートステージ妙高推進事業「東京藝大吹奏楽クリニック」
 - ・はじめての絵画教室（水彩画、デッサン、日本美術院ワークショップ）
- ク 補助事業（妙高市）
 - ・アートステージ妙高推進事業「アートステージ音楽祭」

⑤妙高市文化ホール開館 35 周年に向けた事業

平成 30 年の妙高市文化ホール開館 35 周年にむけ、記念事業の準備を進める

- ア 「上杉三郎景虎」を題材にした創作オペラの制作（台本執筆・作曲委託）
- イ 「上杉三郎景虎」に関するレクチャー講演会

⑥芸術文化福祉施設の管理運営と貸与

指定管理者として市より管理受託する妙高市の芸術文化福祉施設の管理運営を行うとともに、文化・福祉活動を行う市民に貸与することにより、教育・文化の向上と福祉の増進を図る。（指定管理期間：平成 33 年 3 月 31 日まで）

- ア 妙高市文化ホール
- イ 新井総合コミュニティセンター
- ウ 妙高市図書館
- エ 新井ふれあい会館
- オ 妙高市新井市民の広場

(2) 収益事業（公益財団法人妙高文化振興事業団定款第 5 条）

公益目的事業の推進に資するため、公益事業として行う妙高市の芸術文化福祉施設の貸与事業未使用時に、教育文化の向上と福祉の増進を図る目的以外の利用に対して施設を貸与する。なお、収益については公益目的事業の財源に充当する。